

サービス総合約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
第 1 条（本約款の趣旨） 1. このサービス総合約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う暗号資産（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条 <u>14</u> 項各号に規定される暗号資産）の売買、暗号資産同士の交換、売買又は交換取引の媒介、取次ぎ、暗号資産を原資産とするレバレッジ取引等のデリバティブ取引、及び、その他の暗号資産に係る関連サービス（サービス名称：VCTRADE。以下、「本サービス」といいます。）に関して、取引の前提となる条件やリスク、ならびに本サービスにおける権利義務関係に関するお客様と当社との間の取り決めとなります。 2. お客様は、本約款、取引説明書及びその他法令等で定める事項への同意書面に記載の内容（以下「本約款等」といいます。）に同意の上、その内容に従って、本サービスを利用するものとします。<u>本約款等に基づき成立する契約を、以下、「本契約」といいます。</u> 3. 現行通り 第 2 条～第 3 条 現行通り 第 4 条（取引の適格要件） 1. 現行通り （個人のお客様の場合） （1） 現行通り （2） 当社から電子メール又は<u>音声での会話が可能な電話</u>で常時連絡を取ることができること。	第 1 条（本約款の趣旨） 1. このサービス総合約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う暗号資産（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条 5 項各号に規定される暗号資産）の売買、暗号資産同士の交換、売買又は交換取引の媒介、取次ぎ、暗号資産を原資産とするレバレッジ取引等のデリバティブ取引、及び、その他の暗号資産に係る関連サービス（サービス名称：VCTRADE。以下、「本サービス」といいます。）に関して、取引の前提となる条件やリスク、ならびに本サービスにおける権利義務関係に関するお客様と当社との間の取り決めとなります。 2. お客様は、本約款、取引説明書及びその他法令等で定める事項への同意書面に記載の内容（以下「本約款等」といいます。）に同意の上、その内容に従って、本サービスを利用するものとします。 3. 省略 第 2 条～第 3 条 省略 第 4 条（取引の適格要件） 1. 省略 （個人のお客様の場合） （1） 省略 （2） 当社から電子メール又は電話で常時連絡を取ることができること。 （3） ～（15） 省略

サービス総合約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
(3) ～ (15) 現行通り (法人のお客様の場合) (1) ～ (3) ア) 現行通り イ) 日本国内に居住する <u>18</u> 歳以上の行為能力を有する個人であること。 ウ) 現行通り (4) ～ (5) 現行通り (6) 当社からの電子メール又は<u>音声での会話が可能な</u>電話で常時連絡を取ることができること。 (7) ～ (13) 現行通り 第 5 条～第 19 条 (21) 現行通り (22) 取引とは関係がないと思われる入出金・<u>入出庫</u>を繰り返し行う行為 (23) ～ (28) 現行通り 2. ～3. 現行通り 第 20 条～第 22 条 1. (4) 現行通り <u>(5) 当社が提供する他のサービスにおいて、サービス提供の全部又は一部の停止、解約又は口座の閉鎖が行われた場合</u> <u>(6) 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合。</u> 以下番号繰り上げ	(法人のお客様の場合) (1) ～ (3) ア) 省略 イ) 日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。 ウ) 省略 (4) ～ (5) 省略 (6) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡を取ることができること。 (7) ～ (13) 現行通り 第 5 条～第 19 条 (21) 省略 (22) 取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行う行為 (23) ～ (28) 省略 2. ～3. 省略 第 20 条～第 22 条 1. (4) 現行通り 追加 (5) 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合。 以下省略

サービス総合約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
第 23 条～第 36 条 (14) 9. 現行通り 10. 債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社のお客様に対する損害賠償の範囲は、<u>当社に故意又は重過失がある場合を除き、</u>当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定されるものとし (削除)、お客様の逸失利益 (得べかりし利益) について当社はその一切の責を負わないものとします。 第 37 条 (秘密保持) 1. 現行通り (1) ～ (4) 現行通り (5) 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの <u>(削除)</u> 2. ～4. 現行通り 第 38 条～第 42 条 1. 現行通り 2. 当社は、本約款等 (削除) についてお客様の不利益となる変更を行おうとする場合には、お客様に当該変更内容を通知するものとし、<u>お客様が当該変更内容を承諾した場合に限り、本契約に当該変更を適用するものとします。また、当社は、本約款等についてお客様の利益に適合する変更を行おうとする場合には、お客様に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、お客様が本サービスを利用した場合 (削除) は、お客様は当該 (削除) 変更に同意したものとみなし、本契約に当該変更を適用するものとします。</u> 第 43 条～第 44 条 1. 現行通り	第 23 条～第 36 条 (14) 9. 省略 10. 債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社のお客様に対する損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。又、当社の責に帰すべき事由であっても、その理由の如何にかかわらず、お客様の逸失利益 (得べかりし利益) について当社はその一切の責を負わないものとします。 第 37 条 (秘密保持) 1. 省略 (1) ～ (4) 省略 (5) 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。 2. ～4. 省略 第 38 条～第 42 条 1. 省略 2. 当社は、本約款等を変更できるものとします。当社は、本約款等を変更した場合には、お客様に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、お客様が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本契約の解約の手続きを取らなかった場合には、お客様は、本約款等の変更に同意したものとみなします。 第 43 条～第 44 条 1. 省略

サービス総合約款
新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
【制定】2017 年 6 月 28 日 【改定】2019 年 1 月 31 日 【改定】2019 年 3 月 15 日 【改定】2019 年 3 月 25 日 【改定】2019 年 5 月 30 日 【改定】2020 年 3 月 25 日 【改定】2020 年 4 月 29 日 【改定】2020 年 8 月 5 日 【改定】2021 年 4 月 21 日 【改定】2021 年 12 月 1 日 【改定】2022 年 1 月 26 日 【改定】2022 年 3 月 16 日 【改定】2022 年 4 月 13 日 【改定】2022 年 6 月 22 日 【改定】2023 年 1 月 25 日 【改定】2023 年 5 月 24 日 <u>【改定】2024 年 10 月 2 日</u> (以上)	【制定】2017 年 6 月 28 日 【改定】2019 年 1 月 31 日 【改定】2019 年 3 月 15 日 【改定】2019 年 3 月 25 日 【改定】2019 年 5 月 30 日 【改定】2020 年 3 月 25 日 【改定】2020 年 4 月 29 日 【改定】2020 年 8 月 5 日 【改定】2021 年 4 月 21 日 【改定】2021 年 12 月 1 日 【改定】2022 年 1 月 26 日 【改定】2022 年 3 月 16 日 【改定】2022 年 4 月 13 日 【改定】2022 年 6 月 22 日 【改定】2023 年 1 月 25 日 【改定】2023 年 5 月 24 日 (以上)